



BCJ - 審査証明 - 19

建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：セメント系固化材を用いた深層混合処理工法「USP工法Ⅱ」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

（開発の趣旨）

通常の深層混合処理工法は、地盤に固化材液を注入、攪拌する工法であるため、改良体の築造過程で、共回り（改良地盤柱が回転翼につられて回転すること）および、軸ブレ（回転翼軸がぶれて、攪拌径にばらつきが生じること）が発生し、品質確保が困難な場合があった。

本工法は、2サイクル施工により、改良体の均一性を向上させるとともに、軸ブレ・共回り防止翼を装備し、改良地盤中の固化材スラリーの攪拌均一性を向上させることにより、より高品質でかつ良好な改良体の築造を可能とするものである。

（開発の目標）

- (1) 軸ブレ・共回り防止機構により、共回り現象を防止し、改良体の均一性を確保する。
- (2) 2サイクル施工により、固化材スラリーの攪拌性を向上させ、改良体の均一性を確保する。
- (3) 施工管理システムにより、リアルタイムで施工の確実性が管理できる。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款に基づき、依頼のあったセメント系固化材を用いた深層混合処理工法「USP工法Ⅱ」の技術内容について下記のとおり証明する。

2002年7月3日
2003年9月17日（変更）
2007年7月3日（更新）
2011年7月25日（軽微な変更）
2012年7月3日（更新）
2017年4月28日（更新）
2022年5月13日（更新）



記

1. 審査証明結果

本技術について、上記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 軸ブレ・共回り防止機構により、共回り現象を防止し、改良体の均一性を確保できるものと判断される。
- (2) 2サイクル施工により、固化材スラリーの攪拌性を向上させ、改良体の均一性を確保できるものと判断される。
- (3) 施工管理システムにより、リアルタイムで施工の確実性が管理できるものと判断される。

2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実と反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

また、本審査証明の範囲である土質は砂質土、粘性土、ローム地盤である。

4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

5. 審査証明の有効期限 2027年7月2日

6. 審査証明の依頼者

株式会社 富士宇部 住所 静岡県富士市木島258番地